

平成25年第3回臨時会

伊南行政組合議会会議録

伊 南 行 政 組 合 議 会

平成25年第3回伊南行政組合議会臨時会議事日程

平成25年6月24日

午前10時00分 開会

組合長あいさつ

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案の上程及び提案説明

議案第8号 伊南行政組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例

議案第9号 平成25年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

第4 議案に対する質疑及び委員会付託

第5 委員長報告、質疑、討論及び採決

出席議員（17名）

1番	坂井昌平	2番	三原一高
3番	下平順一	4番	菅沼孝夫
5番	加治木 今	6番	坂本裕彦
7番	岩崎康男	8番	松下寿雄
9番	堀内克美	10番	北沢正文
11番	竹沢秀幸	12番	松村隆一
13番	村田 豊	14番	高橋昭夫
15番	松田英俊	16番	田中一男
17番	清水正康		

説明のために出席した者

組 合 長	杉 本 幸 治	副 組 合 長	高 坂 宗 昭
副 組 合 長	曾 我 逸 郎	副 組 合 長	清 水 靖 夫
助 役	堀 内 秀	事 務 局 長	下 島 清 志
消 防 長	宮 下 孝	会 計 管 理 者	小 松 原 豊
病院事業管理者職務代理者	村 岡 伸 介	病院事務長兼経営企画室長	新 村 義 弘
病院総務課長	市 瀬 憲 治		

事務局職員出席者

事務局次長 宮 下 務

本日の会議に付議された事件

議事日程記載のとおり

午前10時00分 開会

○次 長（宮下 務君） 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○議 長（松田 英俊君） おはようございます。（一同「おはようございます」）

臨時議会出席、御苦勞さまでございます。

この春先の異常気象は、いつもの年より異常であり、伊南地域の農業の一翼を担う果樹栽培に大きな被害をもたらしました。

また、例年より早めの梅雨入り宣言の後も、まとまった降雨の少ない状態が続いておりますが、今後も大雨が降らず、大きな被害がないことを祈りたいと思います。

これより、平成25年5月23日付、告示第4号をもって招集された平成25年第3回伊南行政組合議会臨時議会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議員定数17人、ただいまの出席議員数17名、定足数に達しております。

日程は、お手元に配付のとおりであります。

では、日程に従い会議を進行いたします。

組合長よりあいさつをお願いいたします。

○組 合 長（杉本 幸治君） どうも、みなさん、おはようございます。（一同「おはようございます」）

平成25年5月23日付、告示第4号をもって平成25年第3回伊南行政組合議会臨時会の招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれの市町村議会定例会の終了後、間もない折、御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜りまして、心から感謝を申し上げますところでございます。

暦の上では夏至を過ぎ、本格的な夏を迎えました。

ことは、既に6月に入ってから何日も真夏日があり、早くから暑い日が続いておりますが、梅雨も後半になりまして、野山の緑も色濃くなってきております。

さて、今臨時会に提案を申し上げます議案は、条例案件1件、補正予算1件の計2件でございます。

条例案件につきましては、国の要請を踏まえ、駒ヶ根市に準じて一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例を提案するものでございます。

政府は、地方公務員の給与についても国家公務員に準ずることとして、国家公務員の給与減額支給措置と同様に削減することを前提に地方交付税を削減することとしております。今回の国の取り扱いに関しては、本来、地方公務員の給与は、地方公務員法の規定に沿って、人事院勧告等を踏まえつつ、それぞれの地方自治体において自主的に判断すべきものであり、さらに、本来、地方の固有財源とされております地方交付税を削減するという手段で国が自治体の給与削減を強要することは極めて遺憾であります。そのため、これまでの地方の行財政改革の取り組みを踏まえ、地方公務員制度や地方財政制度の根幹にかかわる問題点が多く指摘される国の今回の措置に対し、市長会等を通じて全国の地方自治体とともに意見を申し上げてきたところでございます。

しかしながら、既に国に準じた給与減額措置分の地方交付税の減額が決定となる中で、多くの地方自治体に

おいては、やむなく給与減額に取り組んでいるところと存じます。

当組合といたしましても、構成市町村の厳しい財政状況を踏まえれば、構成市町村に準じて給与減額に取り組むべきものと考え、職員の給与の臨時特例に関する条例を提案をさせていただくものでございます。

次に補正予算でございますが、平成25年度一般会計補正予算としまして、歳入歳出それぞれ2,586万9,000円の減額をするものでございます。これは、職員の給与の臨時特例に関する条例の提案に伴い人件費の減額をするものでございます。

なお、病院事業におきましては、平成21年度から経営健全化への取り組みとして、医師を除いて一律4%の給与削減措置を独自に実施をしております。その結果、現在の事務職員のラスパイラス指数は99.6となっております。今回の特例措置に関し、病院職員についても検討をしているところでございますが、近年の医療職員の確保が非常に困難な状況の中で、給与削減により看護師等の確保に支障が出ることを懸念をし、県内の多くの公立病院では、いまだ特例措置への取り組み方針が決まっていない状況でございます。そこで、病院職員に関しましては、近隣の病院の動向を見極めた上で決定をしてみたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

今議会に提案を申し上げます議案は、いずれも重要な案件でございますので、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、申し上げます、第3回臨時会招集に当たりましてのあいさつといたします。

どうぞよろしく願いをいたします。

○議 長（松田 英俊君） 日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員は、会議規則第78条の規定により、3番 下平順一議員、4番 菅沼孝夫議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会は、あらかじめ本日の議会運営委員会において本日1日と決定されております。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を本日1日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松田 英俊君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案の上程及び提案説明を行います。

議案第8号 伊南行政組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例

議案第9号 平成25年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

以上2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（下島 清志君） それでは、議案第8号伊南行政組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例について提案説明を申し上げます。

今回、提案申し上げます条例は、先ほど組合長のあいさつで申し上げましたように、また、既に伊南の各市町村の議会定例会において、それぞれの市町村職員の給与減額支給措置に関して御審議、御決定がされたこと

と存じますが、当組合の一般職の職員の給与につきましても、これに準じて特例期間の間、減額支給をするための条例を定めるものでございます。

なお、今回の給与減額支給措置は国家公務員の給与減額支給措置の実施によって地方公務員の給与水準が国家公務員を上回ったことからラスパイレス指数が100を上回る場合に100になるように引き下げを求められているものであり、市町村によってラスパイレス指数が異なることから、伊南4市町村においても減額支給措置の内容はそれぞれ異なっております。当組合の一般職の職委員の給与等に関しましては、駒ヶ根市の制度や条例等に準じて定めてきておりますので、今回の給与減額支給措置につきましても駒ヶ根市の措置に準じて行うこととするものでございます。

それでは、議案書8-1ページからになりますけれども、提案理由につきましては、ただいま申し上げましたとおりでございます。

8-2ページをお開きください。

条例の内容であります。第1条の趣旨につきましては、給与の減額支給措置を平成25年7月1日から平成26年3月31日までの9ヶ月間実施するため関係条例の特例を定めるとするものでございます。

第2条の給与の額の特例でございますが、駒ヶ根市の条例に準じて、第1項におきましては1級及び2級の主事、主任級の職員について4.77%、3級の主査級の職員は6.27%、4級から6級までの係長から課長級の職員は7.77%、そして7級の部長級の職員については9.77%の割合で、それぞれ給料月額を減額するものでございます。

第2項におきましては、手当の減額支給措置を規定するもので、第1号で期末手当について一律8%、第2項で勤勉手当について一律8%を、それぞれ減額、第3号の管理職手当につきましては給料月額の減額の影響をそのまま反映し、課長級が7.77%、部長級が9.77%の減額とするものでございます。

また、第4号は退職者の給与の特例について同様に規定するものでございます。

第3項では、超過勤務手当などの支給の基礎となる勤務1時間当たりの給与額の算定に当たっては、給料月額の減額率を反映させることを規定し、第4項では、一般職給与条例の附則第6項で55歳を超える職員に対する1.5%の減額支給を定めた規定について、その規定により減額した額に対して今回の減額支給措置を講ずるよう読みかえて規定するものでございます。

次に、第3条において育児休業等に関する条例の特例を定め、部分休業を取得している職員の給与の取り扱いについて、今回の臨時特例条例に読みかえて適用することを規定し、第4条では、給料の減額算定により生ずる1円未満の端数については切り捨てて給与額を定めることを規定するものでございます。

そして、附則において、この条例の施行を平成25年7月1日からとすることを定めるものでございます。

以上のように、今回の給与の減額支給措置は国家公務員の給与減額支給措置にほぼ準じたものとなっておりますが、一部、3級の主査級につきましては、子育て期に配慮し4級以上の減額と区分をしたものとなっております。

議案第8号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第9号 平成25年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

今回の補正は、ただいま提案説明を申し上げました一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定に伴う人件費の補正が主なものでございます。

議案書9-1ページをお開きください。

補正予算第1条第1項は、歳入歳出それぞれ2,586万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額それぞれ20億4,212万1,000円とするもの、第2項は、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

おめくりいただきまして、第1表でございますが、歳入について市町村からの分担金を2,586万9,000円減額とし、支出においては総務費で152万8,000円の減額、衛生費で311万7,000円の減額、消防費で23,122万4,000円の減額をするものでございます。

続いて事項別明細書でございますが、9-3ページをお開きください。

先に歳出の部から説明をさせていただきますが、2款1項1目 一般管理費152万8,000円の減額でございます。2節 給料から4節 共済費まで、給与減額支給措置等に伴う事務局職員3名分の減額でございます。

次の9-4ページ、3款2項1目 衛生センター費につきましては311万7,000円の減額ですが、2節 給料から4節 共済費までの給与減額支給措置に伴う衛生センター職員1名分の減額に加えまして、職員手当等の中には3月に条例改正をいたしました退職手当支給水準の引き下げによる減額分266万4,000円が含まれております。

次の4款1項1目 消防費2,122万4,000円の減額につきましても、2節 給料から4節 共済費まで消防職員68人分の減額支給措置等に伴う減額でございます。

9-3ページにお戻りいただきまして、歳入の部、1款1項1目 分担金2,586万9,000円の減額でございますが、歳出予算の減額に伴い市町村分担金を減額させていただくものでございます。

9-5ページから給与費明細証を掲げてありますので、後刻ごらんをいただきたいと存じます。

また、9-8ページに市町村分担金調書を載せてございます。一番右側、下から2行目が減額の合計2,586万9,000円であります。各市町村の内訳につきましては、後ほどごらんをいただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（松田 英俊君） これをもって提案理由の説明を終結いたします。

ここで議案調査のため暫時休憩といたします。再開時刻を午前10時25分といたします。

午前10時17分 休憩

午前10時25分 再開

○議 長（松田 英俊君） 本会議を再開いたします。

日程第4 これより議案に対する質疑に入ります。

議案第8号 伊南行政組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例

議案第9号 平成25年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

以上2議案を一括議題といたします。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松田 英俊君） 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案された各議案は、別紙、議案付託表のとおり常任委員会へ付託いたします。

委員会は、本会期中に内容を審査の上、議長まで審査の結果報告を願います。

委員会審査のため暫時休憩といたします。再開は放送をもってお知らせいたします。

午前10時27分 休憩

午前11時35分 再開

○議 長（松田 英俊君） 本会議を再開いたします。

日程第5 これより委員長報告に入ります。

議案第8号 伊南行政組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例

議案第9号 平成25年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

以上2議案を一括議題といたします。

本案は、本日の会議において消防衛生委員会に付託してあります。

委員長より審査結果の報告を求めます。

○消防衛生委員長（松村 隆一君） 本日の会議において本委員会に付託されました議案第8号 伊南行政組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例及び議案第9号 平成25年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）について、本日、委員会を開き、内容を慎重に審査した結果、質疑、討論の発言はなく、原案を可決すべきものと決定しましたので御報告申し上げます。

○議 長（松田 英俊君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松田 英俊君） 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松田 英俊君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより各議案の採決を行います。

初めに、議案第8号 伊南行政組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（松田 英俊君） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成25年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田 英俊君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決決定されました。

以上をもちまして本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。

ここで、7月23日、任期満了によって退任されます清水靖夫宮田村村長よりごあいさつをお願いいたします。

○副組合長（清水靖夫君） 皆さん、改めまして、こんにちは。

今、御紹介いただきましたように伊南行政組合副組合長として8年、任期を2期、7月23日で任期を迎えるわけでございます。

もう、宮田村、新聞紙上でにぎわしているように30年ぶりの選挙戦というような情報もあるわけでございます。過去のことは、大変皆さんに大きく御支援をいただき、昨年は、私ごとで、大変体調も崩したわけで、何とんでも私どもは地域から選ばれた、こういうことになると、健康が基本でございます。そんな意味で、この後の4年ということを見ると、とても任は務まらないという、こんな決断をしたわけでございます。今までに携わってこられた多くの皆さんに御支援いただいたこと、感謝申し上げながら、伊南行政組合議会、議員さんたち、今後です、さらなる伊南行政組合の発展、各地域のそれぞれのお立場での御活躍を御祈念申し上げて、私の退任のあいさつとさせていただきます。

大変長いことお世話になりました。

ありがとうございました。（一同拍手）

○議長（松田 英俊君） ここで杉本組合長よりあいさつをお願いいたします。

○組合長（杉本 幸治君） 平成25年第3回伊南行政組合議会臨時会の閉会に当たりまして一言御礼のごあいさつを申し上げます。

今議会に提案をさせていただきましたすべての議案につきまして、慎重なる御審議の上、いずれも原案どおり御決定を賜りましたことに対し、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

現在の景気の動向は、一時、急速に進んだ円安、株高の状況も、ここに来て、また、円安、株安の状況になったりと、経済市場では乱高下をしており、市場が落ち着くまでには、もう少し時間がかかるものと思われませんが、实体经济が好転をし、一日も早く地域経済に活気が戻る状況になることを切に願うものでございます。

さて、ただいま宮田村の清水村長さんにおかれましては、この7月23日付をもって退任されるとのごあいさつがあったところでございます。

清水村長さんには、2期8年にわたりまして当伊南行政組合進展のために多大なる御尽力を賜りましたこと、心から御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

今後はです、ぜひ、御健康に御留意の上、伊南行政組合に対しまして大所高所から御示唆をいただければ幸いかなと、そんなふうと思うところでございます。本当にありがとうございました。

終わりに、本格的な夏になっておりますが、近年は、猛暑の日も多くなり、熱中症対策も報じられているところでございます。議員各位におかれましては、御自愛をいただき、御健勝で御活躍されますよう御祈念を申し上げ、閉会に当たってのごあいさつといたします。

大変御苦労さまでした。

ありがとうございました。

○議 長(松田 英俊君) これをもって平成25年第3回伊南行政組合議会臨時会を閉会といたします。

御苦労さまでございました。

○次 長(宮下 務君) 御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼)

御苦労さまでございました。

午前11時45分 閉会

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成25年6月24日

伊南行政組合議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員